

令和 7 年度 南国市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、南国市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的に策定する。

2 適用範囲

この方針は、南国市の全組織における物品または役務等（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 自立訓練事業所
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）
 - (ア) 障害者の雇用数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能なすべての物品等とする。

5 調達推進の方法

- (1) 福祉事務所は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、各課へ情報提供を行う。
- (2) 各課は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。
- (3) 障害者就労施設等への発注に当たっては、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了後、速やかに集計し、市のホームページ等で公表する。

7 調達の目標

令和7年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については前年度の実績を上回ることを目標とする。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉事務所とする。

9 その他

職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、障害者就労施設等からの購入を心掛ける。

附則

(実施期日)

- 1 この方針は令和7年4月1日から実施する。